

久喜市小・中学校の土曜授業プラン

文部科学省は、土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則を一部改正しました。

子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するためです。

『土曜授業』とは



児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して、教育課程内の教育活動を実施するものです。

【久喜市小・中学校の土曜授業のねらい】

平日の教育課程に時間的余裕を生じさせるため、6時間の授業日を週1日減らすことができます。

(10月～2月：小2は1週間すべて5時間授業とすることができます。)

- ① 教師が児童生徒と向き合う時間の確保。
- ② 秋冬の日没の早い時期の児童生徒の安全確保。
- ③ 部活動など放課後の活動時間の確保。

※平成30年度からは、小学校外国語活動の時数を

確保するため、6時間の授業日を減らさない学校(学年)もあります。



土曜授業の円滑な実施

○土曜授業 年6回(半日：3時間授業程度)各校で、授業参観等(学校行事も含む)を実施します。但し、1日実施(6時間授業)する場合は、土曜授業を2回実施したものとみなします。

なお、児童生徒の土曜授業実施のための代休日は設けないこととします。

○教員の勤務の振替は、原則として長期休業日に振り替えます。

なお、各学校は8月12日～16日を閉庁日とし、この期間にできるだけ振替を行うものとします。

*閉庁期間の緊急時は、久喜市教育委員会指導課が窓口となって対応します。